

アップデート法改正

第6回 / 全8回



社会保険労務士
加藤光大

社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。

❖ 健康保険法 被扶養者の認定 (令7.10.1保保発1001第3号) ❖

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて示されました。

- 被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定しているところであるが、**労働契約で定められた賃金**^(注1)から見込まれる年間収入が130万円未満^(注2)であり、かつ、**他の収入が見込まれず**、
 - 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合^(注3)
 - 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として、**被扶養者に該当するものとして取り扱うこと。**
- 労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」（以下「通知書」という。）等の労働契約の内容が分かる書類の添付及び当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めるこ^トにより確認すること。
具体的には、通知書等の賃金^(注1)を確認し、年間収入が130万円未満^(注2)である場合には、原則として被扶養者として取り扱うこと。
なお、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（以下「条件変更」という。）には、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求めるこ^ト。
- 被扶養者の認定の適否に係る確認時において、当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入が130万円以上^(注2)の場合であっても、当該臨時収入が**社会通念上妥当である範囲**に留まる場合には、これを理由として、被扶養者としての取扱いを変更する必要はないこと。
- 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合における当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、従前のとおりの取扱い（「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日保発第9号・府保発第9号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知）等に基づくもの）とする。